

- (1) 件 名： 図書館法施行規則の一部を改正する省令案への意見
- (2) 名 称： 日本図書館文化史研究会
- (3) 職 業： 法人
- (4) 住 所： 〒101-8301 千代田区神田駿河台 1-1 明治大学司書・司書教諭課程
- (5) 電話番号： 03(3296)4517
- (6) 意 見

図書館の意義や必要性を深く理解し、図書館全体を捉える視点を持つためには、その歴史を総合的・系統的に学ぶ科目を設ける必要があると考えます。本研究会としては、「基礎科目」に図書館の歴史を学ぶ科目（「図書・図書館史」）を必修化して、「基礎科目」に置くことが望ましいと考えます。

しかし現時点で、新たに「基礎科目」を追加することが困難であるならば、「図書・図書館史」を選択科目に設置した上で、各必修科目のねらいの中に歴史的な視点を明示することを提起します。各科目の内容に歴史に関連する項目を設け、必要最小限の知識を司書課程履修者全員が得られるよう、ご配慮をお願いします。

以上